

生活困窮者を切り捨てる生活保護の改悪を許さない決議

厚生労働省によると2011年6月末時点で生活保護の受給者が204万1592人となった。これは1951年、1952年に次ぐ高い水準であり、生活保護の給付額は3兆4000億円に達しようとしている。厳しい雇用情勢のなか、年収200万円以下のワーキングプアが1077万人に達し、労働者派遣法や有期労働契約の規制強化がなされないまま低賃金で不安定な非正規労働が放置されている現状からすれば、生活保護受給者数が過去最多となる可能性は極めて高い。このように、低賃金・不安定雇用を増大させ、生活保護受給者を増大させたのは、財界の言いなりになって労働法制の規制緩和を推し進めてきた厚生労働省にも重大な責任がある。

しかし、厚生労働省は、1077万人にもものぼるワーキングプアや過去最多の水準に迫る生活保護受給者の増大に対し、稼働年齢層を生活保護から追い出すことで問題を解決しようとする目論みでいる。

2011年10月1日から、雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の受講を条件に最長2年間、毎月10万円を支給する「求職者支援制度」が開始された。指定都市市長会は、10月7日、厚生労働省への緊急要請で求職者支援制度を生活保護に優先する制度として定めることを求めた。厚生労働省は、爆発的に増加する生活保護受給者数や生活保護費の給付額を抑制するために、職業訓練をともなう求職者支援制度の法制化をうけて、同制度を生活保護受給の事実上の要件とすることを検討し、職業訓練に欠席した場合、生活保護を停止・廃止するという、新たな「水際作戦」「硫黄島作戦」を打ち出そうとしている。

しかし、自治体の中からは求職者支援制度を生活保護の事実上の受給要件とすることに対し「現状の雇用情勢を総合的に判断すれば、保護の停止・廃止は難しい」とする声があがっている。また、職業訓練の内容は地域によってばらつきがあり、希望する職業訓練が受けられるとは限らず、受講しても必ず就職できる保証もない。さらに、仮に、就職できたとしても、低賃金・不安定雇用では、いつ仕事を失うか予測ができず、将来に備えて貯蓄することもままならないため生活困窮から抜け出すことはできないばかりか、仕事を失えば、また生活保護に戻らざるを得ないという悪循環におちいつている。厚生労働省が求職者支援制度を事実上の生活保護の受給要件とすることで稼働年齢層の生活困窮者を切り捨てようとするのは、日本国憲法で保障された生存権（25条）を侵害するだけでなく、職業選択の自由（22条1項）や勤労権（27条）も侵害するもので、到底許されないものである。厚生労働省に求められることは、長期雇用が保障され、賃金格差を改善するための労働法制の規制強化であり、それによって失業の防止や再就職への就労意欲を高めることである。

自由法曹団は、安定的な雇用で生きがいを感じながら働き、健康で文化的な生活を送ることができる市民の権利を守るため、求職者支援制度を生活保護の事実上の受給要件とする新たな「水際作戦」を許さず、生存権を守るためにたたかうものである。

2011年10月22日

自由法曹団東京・お台場総会